

- ◎新潟県訓令第20号
- ◎新潟県議会訓令第3号
- ◎新潟県人事委員会訓令第4号
- ◎新潟県監査委員訓令第3号

本 庁
地 域 機 関
県 議 会 事 務 局
人 事 委 員 会 事 務 局
監 査 委 員 事 務 局
労 働 委 員 会 事 務 局

新潟県職員安全衛生管理組織規程（昭和52年4月新潟県訓令第10号、昭和52年4月新潟県議会訓令第2号、昭和52年4月新潟県人事委員会訓令第2号、昭和52年4月新潟県監査委員訓令第2号）の一部を次のように改正する。

平成28年11月1日

新 潟 県 知 事 米 山 隆 一
新 潟 県 議 会 議 長 早 川 吉 秀
新 潟 県 人 事 委 員 会 委 員 長 鶴 巻 克 恕
新 潟 県 代 表 監 査 委 員 野 上 信 子

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）に対応する同表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(職務)</p> <p>第14条 産業医は、次に掲げる事項で医学に関する専門的知識を必要とするものを行い、当該職務に関する事項について、事業所の長に勧告し、又は安全衛生管理者若しくは衛生管理者に指導し、若しくは助言することができる。</p> <p>(1) 健康診断の実施及びその結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。</p> <p><u>(2) 法第66条の8第1項に規定する面接指導及び法第66条の9に規定する必要な措置の実施並びにこれらの結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。</u></p> <p><u>(3) 法第66条の10第1項に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査の実施並びに同条第3項に規定する面接指導の実施及びその結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p><u>(6) 前各号に掲げるもののほか、職員の健康管理に関すること。</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p><u>(8) (略)</u></p> <p><u>(9) (略)</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(職務)</p> <p>第14条 産業医は、次に掲げる事項で医学に関する専門的知識を必要とするものを行い、当該職務に関する事項について、事業所の長に勧告し、又は安全衛生管理者若しくは衛生管理者に指導し、若しくは助言することができる。</p> <p>(1) 健康診断及び面接指導等の実施並びに<u>これらの結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。</u></p> <p><u>(2) (略)</u></p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げるもののほか、職員の健康管理に関すること。</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p>2 (略)</p>